平成31年2月27日

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

**麻しん（感染症）に対する報道機関への公表について**

５類感染症である麻しんの公表については、今般の増加を踏まえ当面別途の取り扱いとする。

|  |
| --- |
| 【一般府民向け公開情報】（下線部変更）・発生の都度、麻しん発生状況を府ホームページで公表（府保健所分）・公表内容：性別・年代・発症日・遺伝子型・予防接種歴・渡航歴・保健所名※を一覧表にしたもの（※2月23日から保健所名を追加）・政令中核市を含めた府内の情報については、大阪府感染症情報センター（大安研）においては、同様に公表（2月28日以降） |

|  |
| --- |
| 【報道提供】（下線部変更）〇公表により広く注意喚起し感染防止につながる場合は、1例でも公表する。※ただし、家庭内に限定されている場合は除く　〇留意点　　（患者情報について）　　　・個人が特定されないよう配慮する　　（施設情報について）　　　・患者と空間を共有し、2次感染が疑われる施設とする　　　・公表による感染防止効果と施設名公表による影響を個別に判断する〇報道提供内容１）患者の情報　　　届出日・発生届受理保健所・海外渡航歴・発症日・病状（合併症の有無）・予防接種歴・年代・性別２）利用施設の情報　　施設名・施設所在地・感染するおそれのある時間帯・健康観察が必要な期　　　　　間《施設等における事例》　例：ハルカス9階チョコレート売り場〇月〇日、新幹線〇〇号車での接触 |